

令和 6（2024）年 3 月 28 日

関係各位

一般社団法人 日本消火器工業会

PFHxS の規制と消火器及び消火器用消火薬剤の取扱いに関するお知らせ

令和 4 年（2022）年 6 月に開催された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）の締結国会議」の第 10 回締結国会議（COP10）において、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及び PFHxS 関連物質（以下「PFHxS」という。）を同条約の付属書 A（廃絶）に追加することが決定されました。

これを受けて日本国内では化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 343 号。以下「改正政令」という。）において、PFHxS が第一種特定化学物質に指定され、令和 6（2024）年 2 月 1 日より施行されました。

つきましては、消火器及び消火器用消火薬剤（以下「消火器等」という。）について、現時点で判明している PFHxS の規制内容について、下記の通りお知らせ致します。

－記－

1 国内で製造している消火器等の PFHxS 含有について（関係法令：化審法*1）

平成 22（2010）年 4 月以降に、国内の消火器メーカーが製造した消火器等に PFHxS を含有している製品はありません。

一方、平成 22（2010）年 3 月までに製造された機械泡消火器、強化液（中性）消火器には副生成物として微量の PFHxS を含む場合があります。

これは消火薬剤の原料メーカーにおいて、PFOS を含有する界面活性剤を製造する際に、副生成物として微量の PFHxS が生成されるためです。

そのため、PFHxS を含有している消火器等の製品名及び型式番号等の情報は、PFOS を含有する消火器等と全く同じですので、日本消火器工業会ホームページで公開している「PFOS 含有消火器一覧表*2」をご覧ください。

なお、次に掲げる消火器は、製造年月にかかわらず PFHxS を含有しておりません。（有機フッ素化合物を使用していないため）

- ・粉末（ABC）消火器
- ・粉末 BC 消火器
- ・水（浸潤剤等入り）消火器
- ・化学泡消火器
- ・強化液（中性の強化液消火器を除く）
- ・二酸化炭素消火器
- ・ハロン消火器（現在は製造されていません）

*1 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」（昭和 48 年法律第 117 号）

*2 https://www.jfema.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/07/PFOS_list.pdf

2 PFHxS を含有する消火器等の設置について（関係法令：消防法）

平成 22（2010）年 1 月 31 日以前に製造された消火器は、消火器の技術上の規格の改正^{*3}により、現行規格と合致しない「旧規格消火器」となっています。消防法令上、旧規格消火器は令和 4 年（2022）年 1 月 1 日以降に設置義務のある防火対象物へ設置することができない^{*4}ため、PFHxS の含有・非含有に関わらず交換が必要です。

*3 「消火器の技術上の規格を定める法令の一部を改正する省令」（平成 22 年総務省令第 111 号）

*4 「消火器の技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 111 号）の施行に伴う消防法施行令第 30 条第 2 項及び危険物の規制に関する政令第 22 条第 2 項の技術上の基準に関する特例を定める省令」（平成 22 年総務省令第 112 号）

3 PFHxS を含有する消火器等の処理方法について（関係法令：廃掃法^{*5}）

PFHxS を含有している消火器等は、日本消火器工業会が運用している「廃消火器リサイクルシステム」により、通常の消火器と同様に処理することができます。

PFHxS を含有している消火器等は、前述の通り PFOS 含有消火器等と同器種であるため、廃消火器リサイクルシステムによって、PFOS を含有する消火器等の技術的留意事項に基づき、環境省の指導のもとで適切に処理を行っています。

なお、平成 22（2010）年 10 月時点で市場に設置されていた PFOS および PFHxS 含有消火器の推計（約 70 万本）に対して、令和 5（2023）年末時点の処理本数は 683,985 本であり、推計に対して 97.7%がすでに処理を完了しています。

*5 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）

以 上